

公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下「駐車場運営者」という。）が管理する時間貸駐車場（以下「駐車場」という。）は、下記の駐車場利用約款（以下「規定」という。）及び藤沢市都市公園条例（以下「条例」という。）に従ってご利用頂きます。なお、下記の規定及び条例が相互に矛盾する事項に関しては条例を優先して適用するものとします。

1. 駐車スペースの提供

当駐車場は、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。

また、駐車場運営者の承諾なく、当駐車場において営業行為を行うことは禁止します。

2. 免責

駐車場運営者および駐車場運営者より当駐車場の管理を受託している者（以下「管理者」という。）は、当駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、駐車場運営者または管理者の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。

駐車場運営者および管理者は、当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他当駐車場内で発生した管理者の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。

3. 駐車時間

当駐車場は、短時間の駐車を目的とする駐車場ですから、駐車時間は最長 48 時間までとします。継続して 48 時間を超えて駐車しないでください。但し、駐車場運営者に事前に承認を受けた場合、駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

4. 駐車することができる車両

(1) 当駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

但し、駐車場及び駐車スペースによっては下記以外の基準を設けている場合もあります。

(2) (1) の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- ① 最低地上高が 25cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。
 - ② オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
 - ③ エアロパーツ装着車両等、ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
 - ④ 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 - ⑤ 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
 - ⑥ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 - ⑦ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 - ⑧ 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
 - ⑨ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
 - ⑩ 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
- (3) (1) (2) の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。
- (4) (1) の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。

但し、駐車場に、特に駐車することができる旨の掲示がされている場合は、この限りではありません。

(5) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

5. 駐車料金等

(1) 当駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払い頂きます。

(2) 駐車時間は、ロック式駐車場・ロック板のない車室感知式駐車場の場合は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、また、ゲート式・機械式・タワー式駐車場の場合は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。車両ナンバー認識駐車場の場合は、認証カメラが車両を撮影した時点から出庫までの時間とします。

(3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払い機、スマートフォン等を経由したネット決済等、各駐車場に定められた方法にてお支払いください。

(4) ロック板やゲート等の状況にかかわらず、指定された精算手順にしたがって精算行為を行ってください。

(5) 駐車券を紛失した場合は、所定の料金を上限として駐車料金としてお支払いの上、出庫頂きます。なお、具体的な金額は、駐車場によって異なります。また、駐車場運営者および管理者において、最長駐車時間を超えて駐車されたことを確認し、その駐車料金が上記金額を超えるときは、当該駐車料金全額をお支払い頂きます。

6. 駐車方法

(1) 当駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい、示された駐車スペース内に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。

(2) 駐車場が満車の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないでください。

(3) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、駐車場運営者が別途承諾する場合は、この限りではありません。

7. 車両等の撮影

(1) 駐車場運営者および管理者は、ビデオ・カメラ等により車両ナンバー、駐車場内およびその周辺（以下「車両情報等」という）を撮影し、駐車料金の管理、不正駐車や放置車両の対応等の駐車場運営管理のために利用いたします。駐車場運営者および管理者が取得した車両情報等は、一定期間保管し、保存期間終了後は、すみやかに消去いたします。

(2) 駐車場運営者および管理者は、ビデオ・カメラ等により取得した車両ナンバーを、(1)に基づく利用の他、駐車場運営者が運営管理をしている駐車場付帯施設等における犯罪予防、迷惑行為防止、従業員等の安全確保およびマーケティング等の運営管理向上のために利用いたします。

(3) 駐車場運営者および管理者が取得した情報が個人情報を含む場合は、以下の場合を除き、当該情報を第三者に提供しないものとします。

① (2)の目的達成のために駐車場付帯施設等へ提供する場合

② 本人（利用者）の同意を得ている場合

③ 法令に基づく場合

④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

⑤ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

⑥ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑦ 利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合

⑧ 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合

8. 禁止行為

(1) 当駐車場の利用者は、次の行為をしてはならないものとします。

① 駐車場の使用に伴い、法令又は都道府県市区町村の条例等により禁止又は制限されている行為をすること。

② 駐車場内において物品を放置し、工作物を設置し、又は現状に変更を加えること。

③ 正規の駐車スペース以外に駐車すること。

④ 駐車場内での喫煙、騒音等、近隣住民等に迷惑をかける行為をすること。

⑤ 駐車場場内に、ビン、缶類、吸い殻、雑誌、その他一切の廃棄物等を投棄すること。

⑥ 駐車場運営者および管理者に対して妥当性を欠く要求をすること、又は社会通念上不相当な言動（駐車場運営者および管理者又は従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間拘束等を含むがこれらに限られない）をとること。

⑦ 駐車場運営者および管理者に著しく迷惑を掛ける行為又は駐車場運営者および管理者の業務を妨害する行為を行うこと。

(2) 駐車場運営者および管理者は、当駐車場の利用者が(1)⑥又は⑦に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、駐車場運営者および管理者による電話、電子メール又は書面等一切の対応をお断りすることがあります。

9. 不正駐車

当駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫、又は駐車場外へ移動した

とき、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、並びに駐車場運営者および管理者が不正な駐車方法と認めたとき、その利用者は、駐車場運営者に対し、駐車料金のほか損害金をお支払い頂く場合があります。

10. 利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより駐車場運営者および管理者が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。

11. 本約款等の変更

駐車場運営者は、当駐車場の利用者の事前の承認なしに、本約款及び駐車場の各規定について、その変更内容を当該変更内容に照らし

適切な方法で、当駐車場の利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、適切な告知方法において

明示した効力発効日より生ずるものとします。

以 上

※ 駐車場運営者は、第4条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2025年4月1日